

インターネット端末利用営業を営む各事業者の皆様へ

警視庁サイバー犯罪対策課

自衛官身分証明書について

違反の絶無に向けた取組を徹底してください

事例研究

ネットカフェAは、顧客がパソコン利用を希望したため、本人確認書類の提示を求めたところ、陸上自衛官身分証明書の提示を受けた。

当該書類は防衛省が発行し、氏名と生年月日が記載されていたことから、番号等を記録したうえで入店させた。

ネットカフェAは適正な本人確認を行ったといえるか。

答：適正な本人確認ではない。

解説

インターネット端末利用営業の規制に関する条例施行規則

第8条 インターネット端末利用営業者が提示を受ける書類は、次に定める書類のいずれかとする。

ア～オ …略…

カ 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（通知カードを除く。）

陸上自衛官身分証明書は官公庁から発行された書類ですが、住居の記載がないため本人確認書類とはいえず、顧客から提示を受けても、個室内でパソコンを利用させるサービスを提供することはできません。

なお、航空及び海上自衛官身分証明書も、同じ理由から本人確認書類には該当しません。

本人確認とは・・・

条例で定められた書類で、①氏名 ②住居 ③生年月日を確認することです。

氏名 ○○○○
住居 △△△△
生年月日 □□□□

氏名 ○○○○
生年月日 □□□□

※例外として、旅券で住居が確認できない短期滞在の外国人の顧客については、国籍と旅券番号の確認で本人確認ができます。